

(案)

東京港港湾計画書

— 一部変更 —

平成 21 年 5 月

東京港港湾管理者

東京都

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

平成17年12月 第76回東京都港湾審議会

平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会
の議を経、その後の変更については

平成18年12月 第77回東京都港湾審議会

平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会

平成19年12月 第78回東京都港湾審議会

平成20年 3月 交通政策審議会第29回港湾分科会

平成20年12月 第80回東京都港湾審議会

の議を経た東京港の港湾計画を一部変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾の能力	2
1 公共埠頭計画	3
2 水域施設計画	7
3 臨港交通施設計画	8
4 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	9
5 土地造成及び土地利用計画	10
6 その他	11

変 更 理 由

近年の外貿コンテナ貨物需要の増大を踏まえて、目標年次における港湾の能力を変更する。これにあわせて、外貿コンテナ船の更なる大型化等に対応するため、南部地区、中部地区及び中央防波堤地区の公共埠頭計画、水域施設計画、臨港交通施設計画等を変更する。

港 湾 の 能 力

目標年次（平成20年代後半）における取扱貨物量を次のように変更する。

取 扱 貨 物 量	外貿 (うち外貿コンテナ)	6,130 万トン (5,690 万トン [520 万 TEU])
	内貿 (うちフェリー)	4,470 万トン (760 万トン)
	合計	10,600 万トン

1 公共埠頭計画

(1) 外貿コンテナ埠頭計画

外貿コンテナ貨物需要の増大、外貿コンテナ船の更なる大型化に対応するため、大水深のコンテナ埠頭のうち、以下の施設について計画を変更する。

南部地区

(大井ふ頭その1)

水深 15～16m 岸壁7バース 延長2,354m
(コンテナ船用) o1～o7

〔 既設
水深 15m 岸壁7バース 延長2,354m
(コンテナ船用) o1～o7 〕

中部地区

(13号地)

水深 15～16m 岸壁2バース 延長700m
(コンテナ船用) A3～A4

〔 既設
水深 15m 岸壁2バース 延長700m
(コンテナ船用) A3～A4 〕

中央防波堤地区

(中央防波堤外側)

水深 16～16.5m 岸壁1バース 延長400m
(コンテナ船用) Y3

〔 既定計画
水深 15～16m 岸壁1バース 延長400m
(コンテナ船用) Y3 〕

(新海面処分場)

水深 16～16.5m 岸壁1バース 延長420m
(コンテナ船用) Z1

既定計画
水深 15～16m 岸壁1バース 延長400m
(コンテナ船用) Z1

(2) 外内貿埠頭計画

水産品等の外貿貨物及び増大する内航フィーダー需要等に対応するため、外内貿埠頭を以下のとおり計画する。

南部地区

(大井ふ頭その1)

水深 11m 岸壁1バース 延長200m [新規計画] o8

水深 12m 岸壁1バース 延長250m o9

埠頭用地12ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち11ha既設)

既設 (外貿埠頭計画)

水深 12m 岸壁2バース 延長450m o8~o9

埠頭用地11ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(3) 内貿埠頭計画

化学工業品等の内貿貨物及びフェリーに対応するため、多目的に利用する内貿埠頭として、以下の施設を追加する。

中部地区

(10号地その2)

水深 8.5m 岸壁2バース 延長530m VA1~VA2

埠頭用地14ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち13ha既設)

既定計画 (フェリー埠頭計画)

水深 8.5m 岸壁2バース 延長530m VA1~VA2

埠頭用地14ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち13ha既設)

2 水域施設計画

係留施設の水深の変更等に対応するため、航路、泊地及び航路・泊地のうち、以下の施設について計画を変更する。

1) 航路

第一航路

水深 16～16.5m 幅員600～740m

水深 15～16m 幅員600～700m

〔 既定計画
第一航路
水深 15～16m 幅員600～700m 〕

2) 泊地

南部地区 水深 15～16m 面積12ha

中部地区 水深 15～16m 面積 4ha

水深 15m 面積 2ha

中央防波堤地区 水深 16～16.5m 面積 6ha

水深 15～16m 面積 2ha

〔 既設
南部地区 水深 15m 面積12ha
中部地区 水深 15m 面積 5ha 〕

〔 既定計画
中央防波堤地区 水深 15～16m 面積 8ha 〕

3) 航路・泊地

南部地区・中部地区

水深 15～16m 面積365ha

中央防波堤地区 水深 16～16.5m 面積109ha

水深 15～16m 面積 17ha

〔	既設				〕
	南部地区	水深	15m	面積360ha	
〔	既定計画				〕
	中央防波堤地区	水深	15～16m	面積126ha	

3 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るため、臨港交通施設として、以下の施設を追加する。

道路

臨港道路 南北線（4車線） [新規計画]

起点 臨港道路有明ふ頭連絡線

終点 臨港道路中防内5号線

4 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設として、以下の施設を追加する。

中央防波堤地区

(10号地その2・中央防波堤内側)

臨港道路 南北線(4車線)

[新規計画]

起点 臨港道路有明ふ頭連絡線

終点 臨港道路中防内5号線

5 土地造成及び土地利用計画

公共埠頭計画の変更に併せ、南部地区及び中央防波堤地区の土地利用計画及び土地造成計画を次のとおり変更する。

(1) 土地利用計画

(単位：ha)

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	廃棄物処理 施設用地	海面処分用地	合計
南部地区	(142) 142	(240) 240	(126) 126	153	(38) 287	(116) 155	(37) 37		(699) 1,141
中央防波堤地区	(147) 147	(180) 180	(17) 17	49	(76) 102	(149) 210	(46) 46	(245) 245	(860) 996

注1：() は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

(2) 土地造成計画

(単位：ha)

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	廃棄物処理 施設用地	海面処分用地	合計
南部地区	(1) 1	(22) 22			(1) 1				(23) 23
中央防波堤地区	(11) 11	(2) 2						(245) 245	(258) 258

注1：() は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画の内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

6 その他

今回の計画変更に伴い、既定計画の「1-1(1)2) 効率的な運営を特に促進する区域」、「4-1(2) 国際海上コンテナ輸送に対応した大規模地震対策施設」、「5-1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設」の項において、水深等の規模を定めていた施設のうち、本計画の「1 公共埠頭計画」の項において、その規模を変更するものについては、これらの項の中で定めていた規模についても本計画のとおり変更する。

東京港港湾計画位置図

